

倉吉市上下水道局告示第 6 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、都市計画事業変更認可に関する図書の送付を受けたため、同法第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 8 日

倉吉市長 広田 一恭

1 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画下水道事業 倉吉市公共下水道

2 縦覧場所

鳥取県倉吉市葵町 722 番地

倉吉市上下水道局工務課内水対策係窓口（倉吉市役所本庁舎 2 階）